

## 谷奥ため池立木伐採業務仕様書

### 1 業務名

谷奥ため池立木伐採業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務場所

伐採地…鳥取県東伯郡湯梨浜町大字北福373-1地先

仮置場…鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野方868

（別添）谷奥ため池立木伐採業務 位置図（以下「伐採位置図」という。）参照

### 3 業務目的

本業務は、谷奥ため池改修工事の実施で支障となる樹木及び竹（以下「立木等」という。）を伐採処分するものである。

### 4 業務内容

伐採位置図に示した範囲の立木等を皆伐し、起業地から搬出処分するものである。

業務数量 皆伐対象の起業地：0.14ha

### 5 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### 6 特記事項

(1) 県道倉吉青谷線から伐採する現場までの進入路条件は以下である。営農及び地元の通行に十分配慮すること。

①町道、集落道…幅員4.0m、アスファルト及びコンクリート舗装

②床版橋…幅員3.0m、4.5t車以下

(2) 仮置場（町有地）

起業地には中型トラック（4tトラック以下）しか進入できないため、伐採した立木等は仮置場で積み替えることを想定している。仮置場の養生に敷鉄板54枚を予定しているが不足する場合は発注者と協議すること。またバリケード等の安全対策を実施すること。なお、仮置場は発注者が確保している。

使用後は管理者及び発注者現地確認の上で補修を行うこととし、設計変更の対象とする。

### 7 バイオマス発電燃料加工施設及び再資源化施設

(1) 伐採木

末口6cm以上の伐採木は、枝払いの上、搬出可能な長さに玉切り、三朝町森地内の木質バイオマス発電燃料加工施設へ搬出・売却（片道運搬距離16.7km）、売却費用1t当たり4,173円を見込んでいる（売却費は積算から控除）。


(2) 枝葉及び竹

末口6cm未満の伐採木（末梢）や枝葉及び竹は、倉吉市関金町郡家地内の再資源化施設（（株）アオキ建設）へ搬出・処分（片道運搬距離26.0km）、処分費用1t当たり10,000円、竹は15,000円を見込んでいる。

なお、これは他の木質バイオマス発電燃料加工施設及び再資源化施設への搬出を妨げるものではないが、処分先を変更する場合は、理由を付して事前に協議すること。

(3) 伐採木の出来形数量

伐採木の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
伐採木運搬量 (空 m3)	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所を折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空 m3))が確認できる場合は、計測、写真管理は不要とする。	
バイオマス燃料 発電燃料搬出量 (t)	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。
再資源化施設搬 出量(t)	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

8 その他

(1) 業務完了報告書

受注者は、本業務が完了したときは、完了後7日以内に業務完了報告書を1部作成(着手前、業務状況、完了の写真添付)し、提出すること。

(2) 損失負担

本業務の実施に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、補償すること。

(3) 疑義

本業務の実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者と十分な打合せを行い、承認を受けた後に作業を行う。

(4) その他

本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設の運営に支障を生じないようにすること。